

阿南市要綱第41号

阿南市外部の労働者からの公益通報に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、阿南市（以下「市」という。）の機関に対する外部の労働者からの公益通報者保護法（平成16年法律第122号。第7条第2項を除き、以下「法」という。）の規定に基づく公益通報を適切に処理するために必要な事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、事業者（自治体を除く。以下同じ。）の法令遵守を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部の労働者 事業者には雇用されている労働者、事業者を派遣先とする派遣労働者及び事業者の取引先の労働者をいう。
- (2) 外部公益通報 外部の労働者が通報対象事実（法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。以下同じ。）に関し、当該通報対象事実について処分又は勧告等の権限を有する市の機関に対し行う通報をいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的で行う通報を除く。
- (3) 相談 外部の労働者が外部公益通報に先立ち市から必要な助言を受けるためにする相談をいう。
- (4) 受理 外部公益通報を市の機関に対するものとして受け付けることをいう。
- (5) 主管課等 外部公益通報又は相談（以下「通報等」という。）に係る法令等を所管する課等をいう。

(通報相談窓口)

第3条 通報等を受け付ける窓口（以下「通報相談窓口」とい

う。)を総務部総務課に置く。

2 前項の規定は、通報相談窓口を経由しないでなされた通報等を主管課等が受け付けることを妨げるものではない。

(通報相談窓口の事務)

第4条 通報相談窓口は、通報等があったときは、その内容により次の各号のいずれかの措置を講じるものとする。

(1) 適切な主管課等に通報等を取り次ぐこと。

(2) 市の機関以外の行政機関の所管する法令等に係る通報等である場合に、当該行政機関を教示すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、通報等の内容に応じて適当と認められる措置

(主管課等の事務)

第5条 主管課等は、通報等を受け付けたときは、通報等に係る事実の詳細その他必要な情報を外部の労働者から聴取するものとする。

2 主管課等は、前項の規定による聴取に際して、外部の労働者に対し、当該外部の労働者の秘密その他の個人情報保持されることを説明するものとする。

3 主管課等は、通報等に係る事実が通報対象事実に該当する場合において、当該通報対象事実について市の機関が処分又は勧告等をする権限を有しないときは、当該権限を有する他の行政機関を教示するものとする。

(外部公益通報の受理等)

第6条 主管課等は、外部公益通報が市の機関が処分又は勧告等の権限を有するものと認められる場合には、これを受理するものとする。

2 主管課等は、前項の規定による受理(以下「受理」という。)をしたときはその旨を、それ以外の場合は受理せずに情報提供として受け付ける旨又は受理しない旨及びその理由を、当該外部の労働者(以下「通報労働者」という。)に対し

通知するものとする。

3 主管課等は、次の各号のいずれかに該当する通報は、外部公益通報として受理せず、第4号に該当するものその他明らかに情報提供としての価値が認められないものを除き、情報提供として受け付けるものとする。

- (1) 法に定められた要件を満たさないもの
- (2) 匿名の通報その他通報労働者を特定することができないもの
- (3) その内容が著しく不分明なもの
- (4) その内容が虚偽であることが明らかなもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、外部公益通報として受理することが不相当と認められるもの

4 主管課等は、外部公益通報を受理した後において、市の機関以外の行政機関が処分又は勧告等の権限を有することが明らかになったときは、遅滞なく当該行政機関を通報労働者に教示しなければならない。この場合において、当該教示を行う主管課等は、適当と認められる範囲内において、自ら作成した当該外部公益通報に係る資料を通報労働者に提供するものとする。

(調査の実施)

第7条 外部公益通報を受理した主管課等は、通報労働者が外部公益通報の対象とされた事業者又はその関係者に特定されないよう十分配慮しつつ、速やかに必要かつ相当と認められる方法で通報対象事実の存否及び内容についての調査を行う。

2 主管課等は、前項の調査（以下「調査」という。）を行う場合には、適切な法執行の確保及び事業者その他利害関係人の営業秘密、信用、名誉、個人情報等に配慮しつつ、必要に応じて調査の進捗状況を、調査終了後にはその調査の結果の概容を、適当と認められる範囲内において、通報労働者に対し速やかに通知するものとする。ただし、通報労働者

が通知を希望しない場合は、この限りでない。

(調査の結果に基づく是正措置等)

第8条 主管課等は、法第10条第1項の規定により、法令に基づく措置その他適当な措置（以下「是正措置等」という。）をとった場合には、前条第2項の規定による調査の結果の通知に併せて、当該是正措置等の内容を適当と認められる範囲内において通報労働者に対し通知するものとする。ただし、通報労働者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

(他機関との連携・相互協力等)

第9条 主管課等は、通報対象事実に関し、処分又は勧告等の権限を有する行政機関が市の機関の外にもある場合においては、当該行政機関と連携して調査を行い、又は是正措置等をとる等相互に緊密に連絡し協力するものとする。

2 主管課等は、市の機関以外の行政機関その他の機関から公益通報に関する調査等の協力を求められたときは、できる限り必要な協力を行うものとする。

(記録票及び台帳の作成等)

第10条 通報相談窓口又は主管課等は、通報等を受け付けたときは、通報相談内容記録票を作成するものとする。

2 主管課等は、外部公益通報を受理したときは、通報内容記録票を作成するものとする。

3 主管課等は、受理した外部公益通報ごとに処理の内容及び主要な進捗状況を公益通報管理台帳に記録し、その処理終了後、通報相談窓口連絡するものとする。

4 通報相談内容記録票、通報内容記録票及び公益通報管理台帳の様式は、別に定める。

(秘密の保持等)

第11条 通報等の処理に従事する職員は、職務を遂行する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務に従事しなくなった後においても、同様とする。

2 通報等を受けた事案について、特別の利害関係を有する職員は、当該通報等の処理に従事することができない。

(通報の状況の公表)

第12条 市長は、外部公益通報の件数及びその概要を、毎年度公表するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、外部公益通報に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月21日から施行する。